

## 行使できるから権利…

JJ1SXA/池

国際連合憲章第51条には、「国際連合加盟国に対して武力攻撃が発生した場合には、安全保障理事会が必要な措置をとるまでの間、加盟国は個別的・集団的自衛権を行使できる。加盟国がとった措置は、直ちに安全保障理事会に報告しなければならない」との記載があります。

我が国は、国際連合加盟国ですから、個別的・集団的自衛権を行使できる権利があり行使できる、「権利」とその「行使」は不可分一体、行使できるから権利なのだ。

確かに、日本国憲法第9条には、「国の交戦権は、これを認めない」との記載がありますが、憲法9条の方が、国連憲章を無視するものだ、ということは、集団的自衛権を行使できるようにすること、ひいては憲法を改正することが正しい判断のはずだ。

それが我が国では、集団的自衛権は認められない、憲法改正は反対だと主張する人たちがいる、日本国の主権を否定しているも同然だが、その人たちは、当然の権利があり行使できる、行使できるから権利だという論理は理解しようとしなさい、日本国を守り、日本国民を守る先頭に立つべき国会議員にして然り。

集団的自衛権行使に賛成だが、行使のための憲法解釈変更はまかりならぬ、憲法改正をして、行使できるようにすべきとの主張もある。

以前の記事「戦争をさせない 1000 人委員会」(23.Mar.2014)に書きましたが、安倍総理が防大卒業式の訓示で言った「…平和国家と唱えるだけで平和が得られるわけではない、現実から目を背け、建前論に終始している余裕も無い…」という言葉を出して欲しい、今の日本の現状は、憲法改正の発議すら難しい、憲法改正に何年かかるのだ、中国の海洋権益拡大の野望は、着々と進んでいる、どちらが早いかは目に見えている、もたもたしている時間は無い、余裕は無いのだ。

政権与党の自民党内の反対論者は勿論のことながら、連立を組む公明党は何を考えているのだ、衆院選、参院選で自民党は、集団的自衛権の行使に踏み切ると言っていた、それを承知で連立を組むことに同意し、選挙で議席を得たはずだが、代表の山口那津男氏は、「しっかり議論しない限り簡単に認めるわけにはいかない」、「過去に戦争を経験した国から見れば、また日本が自分の国に来て戦うことを憲法上、可能にするんだな、そう思われてしまうかもしれません」、「政府が一晩で、解釈を変えました、こうしますと言ってしまうのはいかにも乱暴だ」などと、今更ながら、寝惚けたことを言っている、そうであるならば、即連立を解消するべきでは無いか？

野党としての批判ならともあれ、政策をすり合わせて組んだ連立政権与党だ、そんな自覚は微塵も感じられない、内向きに創価学会の顔色をうかがうよりも、もっと世界に目を向けて正しい判断をして、国を守り、国民を守ることに専念してもらわなければ困る、顔を洗って目を覚ませ…と言っても、目は覚め無いか？ (10.Apr.2014 記)